

○Mineワクワク住マイル事業補助金交付要綱

平成26年7月15日

告示第72号

改正 平成28年3月31日告示第39号 平成28年10月28日告示第136号

(趣旨)

第1条 この告示は、市外から本市への人口流入を促進するとともに、本市から市外への人口流出を抑制し、もって定住人口の増加を図るため、Mineワクワク住マイル事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供することを目的とする建物であつて、玄関、台所、トイレ、浴室及び居室を備えており、利用上の独立性を有するものをいう。
- (2) 取得 新築又は購入により、住宅の所有権を取得することをいう。
- (3) 市税等 市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税及び国民健康保険税をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号いずれにも該当する住宅とする。

- (1) 賃貸、販売等営利を目的としないもの
- (2) 平成26年8月1日から平成30年3月31日までの間に取得したもの
- (3) 所在地が市内であるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 補助対象住宅の所有権を有していること。
- (2) 補助対象住宅の所在地に住所を有していること。
- (3) 世帯に属するいずれの者も市税等の滞納がないこと。
- (4) 住宅の取得に当たり、国、県又は市等の公共工事に伴う移転補償、損害賠償等の補填を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (6) 世帯に属するいずれの者も過去にこの告示による補助金の交付を受けていないこと及び交付を受けた者の世帯に属していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象住宅の取得に要した建築費又は購入費
- (2) 平成26年8月1日から平成30年3月31日までの間に補助対象住宅の取得のために購入又は造成した土地に要した購入費又は宅地造成費  
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の表に定める額の合計額又は補助対象経費のいずれか低い額（その額に1万円未満の端数が生じるときは、その額を切り捨てた額）とする。

区分	要件	補助金の額
1	交付申請を行った日において、本市に転入後1年以内であって、転入した日以前3年以内に本市の住民基本台帳に記録されたことがない者が同一の世帯に属する者の半数を超える場合	100万円又は補助対象経費の10分の1のいずれか低い額
2	交付申請を行った日において、補助対象者が扶養する中学生以下の者が同一の世帯にいる場合	(1) 中学生以下の被扶養者が1人の場合 20万円 (2) 中学生以下の被扶養者が2人の場合 50万円 (3) 中学生以下の被扶養者が3人以上の場合 150万円
3	市内に主たる事務所を置く事業者又は個人に直接工事を請け負わせ、住宅を新築した場合	20万円
4	市が所有する次に掲げる宅地を購入し、住宅を新築した場合 (1) 大嶺町東分字来福台地内の宅地 (2) 美東町長田字西河島地内の宅地 (3) 秋芳町岩永本郷字西ノ上地内の宅地	30万円
5	美祢市住宅団地定住促進事業により建売販売される住宅を購入した場合	50万円

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅を取得した日から起算して1年を経過する日までの間に、Mineワクワク住マイル事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員分の住民票の写し（続柄の記載があり、かつ、申請時点の世帯の状況が確認できるもの）
- (2) 世帯全員分の戸籍の附票（前条の表の1の項に該当しない者又は外国人にあっては不要）
- (3) 建築請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (4) 不動産登記事項証明書
- (5) 世帯全員分の市税等の滞納がない証明
- (6) 誓約書（別記様式第2号）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助金の交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定したときは、その旨をMineワクワク住マイル事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による通知に際し、必要な条件を付することができる。  
（分割交付）

第9条 市長は、前条第1項の規定により決定した補助金の額を10回に均等に分割して交付するものとし、交付決定があった日の属する年度から毎年度1回交付するものとする。  
（補助金の請求）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、毎年度市長の定める期間内に、Mineワクワク住マイル事業補助金交付請求書（別記様式第4号）により、前条の規定による当該年度の補助金の交付額を市長に請求するものとする。

- 2 交付決定者は、交付決定があった翌年度以後の請求に際し、Mineワクワク住マイル事業補助金現況報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 同意書（別記様式第6号）
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 3 補助金の請求は、交付決定者が転居、転出又は死亡により住宅の所在地に住所を有しなくなったときは、当該住宅の所在地に住所を有する者で、交付決定者の属していた世帯に属するものにより行うことができる。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条第1項の規定による請求に応じ交付する補助金のうち、3万円以下の部分はその相当額の商品券で、3万円を超える部分は現金で交付するものとする。

- 2 交付決定者は、前項の規定により商品券の交付を受けたときは、速やかにMineワクワク

住マイル事業補助金商品券受領書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付を受けた年度において、当該年度中に交付決定者及びその者と世帯を同じくする者の全てが転居又は転出したとき。
- (5) 補助金の交付を受けた年度において、当該年度中に交付決定者及びその者と世帯を同じくする者の全てが死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。

2 前項の規定により交付決定の一部を取り消す場合は、当該取消し事由に該当した年度以後の分割交付に係る全ての交付決定を取り消すものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、第1項第5号の場合を除き、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

4 前項の返還を命じる場合において、商品券が既に使用されているときは、使用した商品券相当の対価の返還を命ずるものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成26年8月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成45年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成28年告示第39号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第136号）

この告示は、平成28年11月1日から施行する。